

開かれた議会

討論する議会

行動する議会

広陵町議会

70年のあゆみ

令和7年11月1日
広陵町議会だより 131号別冊
広報編集委員会発行

10 年前、議会だよりで広陵町議会のあゆみ 60 年をお届けしました。60 年分の関連資料を閲覧し課題を整理するつもりでいたところ「関係資料は火事で焼失した」(!) とのこと、やむなく町の広報と議会だより他、当時議員を務めておられた方々の寄稿によらざるを得ませんでした。今般、本年 4 月 15 日で町制施行 70 年となり、二元代表制の一翼を担う町議会も 70 周年を迎えることとなりました。本来であれば 10 年前に報告した 60 年史も含めて 70 年史を改めてお届けすべきですが、上記のような事情から本格的な史実を整理することができません。このため 60 年から 70 年にかけての議会の歴史を整理して住民の皆さんに読んでいただき、今後の議会活動に資するようにしたいと考えています。

私たち 14 名の議員が、日々住民各位と接点を持ち、お声を承り、行政に反映するべく取り組んでいることを多くの住民の皆さんからは声援をいただいております。しかし、中には二元代表制の意味が十分に伝わらず、町長の提案が町の決定になるだけで、議会がどのような役割を果たしているのか疑わしいとする場合もあるようです。このため 70 年史では、①議会運営の改革はどのように行ったのか、②請願・意見書・特別委員会の設置など議会側からの働きかけ、③町長提案に対する対応で特徴的な議案、④現職の 14 名が「もっとも私らしい質問」と評価する一般質問の紹介、⑤かつて町議会議員として活動した方々からの寄稿について行うこととしました。

時間的、また報告分量の制限からその意を十分に発揮できなくなる場合もあり、申し訳ありませんが精一杯の努力で 70 年史の執筆要請に応えたいと考えますので、最後までのお付き合いよろしくお願いいたします。

01 議会運営の改革はどのように行ったのか

- 議会運営での改革では、
- 1 平成27年4月議会基本条例を制定し、町と議会の二代表制を明確にしました。
 - 2 インターネット録画配信を始めました。議会の様子を確認しようと思えば、庁舎3階の本会議場まで出向かなければなりませんでしたが、平成29年12月より本会議場でおこなわれる議事についてはインターネット録画配信を閲覧できるようになりました（実施後7日程度を要す）。ライブ（同時上映）での配信も検討しましたが、予期できない事態での対応についてさらに研究が必要になっているため、当面このような形態で進行されます。追って常任委員会での録画配信やライブでの配信も組上に上げるものと思います。



02 請願・意見書・特別委員会の設置など議会側からの働きかけ

この10年間で標記の取り組みは142件に及びました。仮の分類で左頁の通り意見書等31分野の分類明細に整理してみました。まずこれらの行為がどのようになされるかですが、請願は、日本国憲法第16条で「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」との規定で定めがあり、広陵町では議会運営委員会前に定められた提出期限に、町会議員1名以上の紹介議員を届け出て手続きできます。請願人は常任委員会での趣旨を披露し、議会決議での賛同を訴えることができます。議決した請願は町長に送られ、実施するか否かの判断は町長に委ねられます。

意見書は、広陵町以外の行政機関に対して町会議員2名以上の賛成（提案権は定数の12分の1以上）で提案できます。出席議員の過半数の賛成で可決すれば記

載された宛名に送られます。現在全国に1760余りの地方自治体がありますが、例えば国政のありようについて多くの地方自治体から意見書が届けば国政における取り扱いの軽重も変わってくる可能性があります。ですから地方議員は地方政治にとどまらず国政にも一部影響力を行使することになります。

特別委員会の設置は、取り扱うテーマと活動期間を定めて設置されるもので、議会閉会中も審議することができる機関となっています。

取り組みの特徴は、暮らしの問題から医療介護・年金・学校教育など多岐にわたる内容で、それぞれに意義があり、常任委員会や本会議で審議されるだけでなく、住民や議員の間においても話題になったことが多かった点です。これらの審議にあたっては町に問い合わせることもありました。また国政上の重要問題に関する意見表明では党派間の政策の違いが鮮明になることもありますが、審議内

容やその結果については、議会だよりでお知らせした通りです。

15番の「事務局牽制」では事務失態の再発防止や副町長に対する辞職勧告決議、監査請求に関する決議など議会として看過できない事柄を取り上げて審議しています。また議会が率先して設置した政治倫理審査会の委員の選出について、町がいささか遠慮して手立てを講じない中で、委員の未選出が発覚して大慌てで選出の手続きをしたことも思い起こされます。

18番の「公共施設」では町の提案内容に問題があり、反発した議員が全員反対となる珍しい事態にもなりましたが、町がその後、提案内容を変更して問題のなきように取り計らった結果、正常に処理されています。

24番の「再審法」では国会の法制審議会であらましの改定案が確立されているのに法案改定案が提出されないもどかしさを感じる意見書です。冤罪事件の発生が「警察が確保した証拠をすべて裁判所に提出すること」や「検察の上告を認めない（裁判所が保釈を認めても現行制度は検察が異議申し立てすると保釈を取り消される）」とする内容で、最近の裁判の動向とも関連があります。

すべてを紹介できないのは残念ですが、議会だよりに住民各位がもっと関心を寄せていただけるよう、暮らしに密着したわかりやすいお知らせに、さらに取り組みたいと感じています。



平成27年（2015年）6月議会、令和7年（2025年）3月議会の取組

31分類明細

31	個人情報保護	1
30	GX（グリーン・トランスフォーメーション）	1
29	国葬	1
28	政党助成金・企業献金	2
27	農業	1
26	交通安全	2
25	高齢者福祉	2
24	再審法	2
23	博覧会	2
22	困りごと相談	2
21	労働条件改善	3
20	性的少数者・女子差別撤廃	4
19	障害者福祉	1
18	公共施設	3
17	奨学金	2
16	地方議員	10
15	事務局牽制	11
14	介護保険	2
13	税制度	4
12	健康	3
11	児童虐待	3
10	環境改善	1
9	予算・決算特別委員会等設置	20
8	廃棄物の処理	5
7	年金	4
6	学校教育・学童保育	10
5	財源確保	7
4	戦争と平和・外交	10
3	疾病対策	5
2	国民健康保険	12
1	子ども医療費	5



03 町長提案に対する対応で特徴的な議案

平

成30年3月議会において、(1)平成30年度介護保険特別会計予算(第7期介護保険事業計画の介護保険料基準月額5,200円から5,700円へを含む)を賛成5・反対8で否決しました。(2)介護保険条例の一部改正を賛成5・反対8で否決しました。(3)第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉を定めることについてを賛成4・反対9で否決しました。これらのことに対し、町長は議会閉会後の3月27日臨時会で値上げ幅を500円から300円に減額する修正案を提案しましたが、議会は再び賛成5・反対8で否決しました。

年

度内に翌年の予算が否決されたのですから大変です。町長はさらに提案内容を直し、基準額を従来通りとする内容で3月31日に専決し、直近の6月議会に報告したのでした。専決という手続きは、議会とのバランスでいえば首長の優位性を示すもので、仮に6月議会での採決がどうあれ、政治責任は問われ

るものの、その効力に問題はありません。結局6月議会では採択されました。

何故このようなことが起きたのか?第6期の介護保険計画実績数値が計画値を下回っていたことから「町が提案した介護保険料引き上げは過大なのではないか」との疑問の声に町が的確に対応できなかったことがあげられます。また国においても介護保険制度がスタートした時の住民負担率が16%であったものが、平成30年度から23%に引き上げる内容が示され、個人負担額の増加を避けたいとの住民感情とぶつかったこともあげられます。

毎回の議会では町長提案が多数上程され議会審議に付されています。その多くは議論の末、可決成立していますが、以上のようなことが広陵町議会では起きませんでした。広陵町議会はこうした流れに一石を投じたこととなります。

専決処分って?



地方公共団体の長が、議会の議決を経ずに、特定の事柄を処理すること。

地方自治法、第179条に基づくものの中には

- 1 緊急の場合
- 2 議会が成立しない場合
- 3 議会において議決すべき案件を議決しない場合 がある。

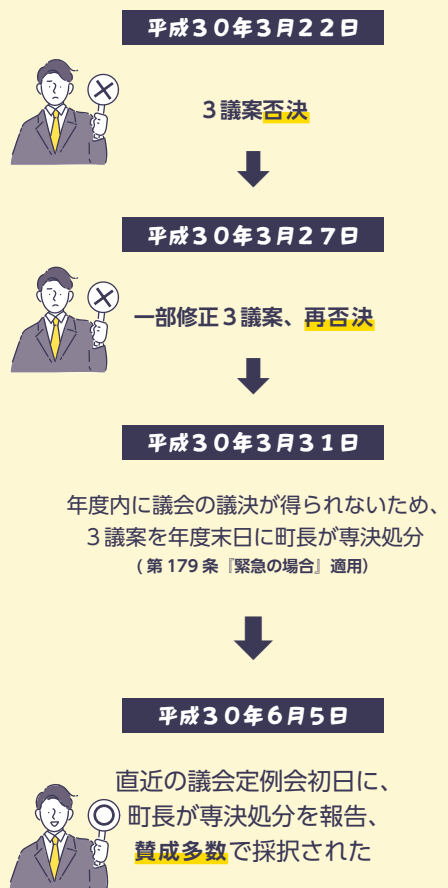
→ 直近の議会で報告し、承認を得る必要がある。不承認でも専決処分の効力に影響はないが、首長の政治的・道義的責任は残る。

もう1つ、第180条に基づくものは、議会の委任による場合。

→ 議会への報告は行うが、承認を得る必要はない。

専決処分対象3議案

- 1 平成30年度介護保険特別会計予算
- 2 介護保険条例の一部改正
- 3 第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画



もっとも私らしい質問

現職の14名の議員が「もっとも私らしい質問」と評価する一般質問の紹介



安全安心な暮らしを守る防災対策



TANIUCHI KAZUAKI

谷内 和昭

大規模な災害に備え、町民の命と財産を守るため、防災対策を推進しています。具体的な取り組みとしては避難所の環境改善を重視しています。避難所運営の国際的な基準であるスフィア基準を参考に、トイレの数や衛生面を確保するよう提案しました。

また、熱中症対策としては災害時の避難所となる学校体育館への冷暖房設備設置を求め、早期整備に向けて具体的な調査が進められています。さらに、在宅や車中泊で避難する方々への支援体制の整備も進めています。災害時に町民が迅速に行動できるよう、避難所への案内看板の更新も実現しました。

今後も、皆様の声に耳を傾け、より安心・安全な広陵町を目指してまいります。

【令和7年3月議会より】

防災について



KONO ITSUNORI

河野 伊津美

議員になってから1年半で一般質問の機会は6回ありました。

防災には10年ほど携わってきているので、それに絡む質問が一番多いです。その中で『もっとも私らしい質問』をピックアップするなら、令和6年6月に行った質問でしょう。

大規模地震災害発生時の指定避難所運営は住民が行うものという周知と、それに対する備えとしてマニュアルの整備を行なって欲しい。また、災害時には子どもたちは非常に大きな力となることから、中学生に避難所開設訓練を行なって欲しい。とお伝えしましたが…進展ありません。

【令和6年6月議会より】

青少年の健全育成について



KOHARA KAORU

小原 薫

将来を担う子どもたちの更なる健全育成の一つとして、各地域でも議論されている「中学校部活動の地域移行」についてお聞きしました。先生方の働き方改革の取り組みとしては理解できますが、子どもたちが家庭の経済格差や地域格差に左右されず、自分のやりたい活動に挑戦できる環境整備がもっとも重要であると考えます。

また、近年の災害級の猛暑に対し、熱中症対策や災害時の避難所としての役割を踏まえ、町内全ての体育館への空調設備の早期設置を引き続き要望する等、今後も子どもたちの輝く未来のために尽力いたします。

【令和7年9月議会より】

自治会や大字の活動



YATSUO HARUO

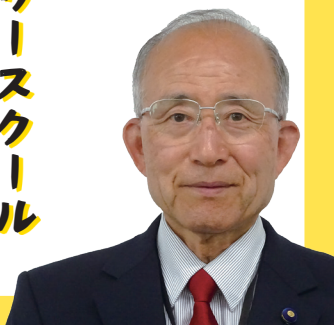
八尾 春雄

問：自治基本条例に関して、町は自治会・区に説明を欠いており心配している。自治会や大字は自主的な集まりであって、町が進めたい事業を具体化するための組織ではない。また、ボランティア活動に関して参加するかどうかの諾否は、各個人が行うべきものではないか。

答：区・自治会は歴史的かつ自主的な集まりが原点であると認識している。ボランティアに関する参加の判断については、最後は各個人の判断に委ねられており、これらの活動について感謝している。

【令和6年3月議会より】

フリースクール体制の協力を



SAKAGUCHI TOMOYOSHI

坂口 友良

令和4年の広陵町教育振興計画作成時の不登校数は54人でしたが、現在では2倍以上の100人を超え、教育問題になっています。親の方々も危機感から、自分たちでフリースクールを立ち上げ、令和7年4月からスタートし、9月には2校目を真美ヶ丘地区でも開始しました。

国のガイドラインに沿って活動をしているので、出席扱いのフリースクールになっています。町教育委員会と活動を進めていきますのでご協力をお願いします。

町内初のフリースクールですが、出席扱いになるなど、成果が見られます。

【令和7年9月議会より】

広陵町議会基本条例（目的）

第1条

この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく町民の負託に応え、町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。



AOKI YOSHIKATSU
青木 義勝

自主財源確保の管尾準工地への企業立地実施、用地を企業に売却、事業収支は黒字、工場建設及び操業での税収増を見込んでいます。

そして、事業化で会得のノウハウを職員が活用して、更に今後も自主財源確保のため、資産の活用に励むべし。

その財源を活用して、ソフト、ハード両事業、たとえば「子どもまんなか応援サポート宣言」中であり、学校給食費無償化実現の財源の一部に充当できるのでは。

評価として令和7年度3学期から実施予定です。

【令和6年6月議会より】



SAKANO YOSHIHIRO
坂野 佳宏

一般質問のポリシーは住民の皆様からの声を中心に題材を決めています。ご意見をそのまま伝えるときびしいと感じたときは、実現方法を考えながら質問文章を組み立てています。

苦い思い出は、町主催の各種イベントの簡素化を提言した際に、来賓の弁当をやめたらどうかと質問したときのことでした。

町は早速動いていただいたのですが、来賓団体の説明に議員提案を受けて実施したいと説明され、お寿司屋さんから怒られました。痛みを伴う質問は自分で根回しが必要と勉強させていただきました。

答弁のやり取りは町理事者の回答に合わせてノープランで挑んでいます。

【平成24年9月議会より】



YOSHIMURA MAYUMI
吉村 眞弓美

このシステムは、利用者が体調に不安を感じた際にボタンを押すだけでコールセンターとつながり、高齢者やその家族の安心と安全を支えています。

当初、固定電話回線に依存したシステムのみであったため、高齢者においても、携帯電話が普及する現在、ニーズに応えることができないという課題がありました。過去3回にわたり、一般質問で携帯型の導入を訴え続け、今では、携帯型の緊急通報装置が利用できるようになりました。

【令和6年6月議会より】



YAMADA MITSUYO
山田 美津代

平成20年議員になってから、議会のたび中学校給食を実現してほしいと質問してきましたが、教育委員会は愛情弁当が子ども達には一番！となかなか実現できなかったのです。

多くの保護者が署名活動されて3367筆の署名が集まり、平成23年12月議会では、中学校給食実施を求める請願が全員一致で採択され20年にわたり多くの保護者の願いを実現する一歩が前進しました。

めげず要望し続けて実現したことは本当に保護者と共に喜びましたが、自校方式はかなわず、香芝市との共同4000食のセンター方式で平成28年9月から開始されました。

これからも様々なお声を取り上げ安心安全でおいしい給食のために頑張ります。

【平成23年12月議会より】



KOTSCHI SAKAE
小西 栄枝

私が議員を志した理由の一つに、不登校のお子さんのいる友人と関わる中で「保護者が孤独を抱えず、安心して子の成長を見守れる町にしたい」という思いがありました。

令和7年第1回定例会では、教育支援センターの開設や不登校支援の情報周知、保護者の負担軽減について取り上げ、その結果9月1日に町ホームページで「不登校支援まとめページ」が公開されました。

今後も、未来の子どもたちが安心して暮らせる広陵町をめざし、支援の充実に全力で取り組んでまいります。

【令和7年3月議会より】



OKAMOTO TERUTAKA
岡本 晃隆

広陵町議会議員に初当選して、最初の定例会において行った一般質問です。

義務教育教員を定年退職した後の人生で、自分に何かできることはないかと考えたとき、生まれ育った北校区の発展に、微力ではありますが支援していこうと思い、地域の人たちの声を聞いて質問しました。

この思いは、これからも取り組んでいきたい課題です。

【令和2年6月議会より】



YOSHIKAWA TSUKASA
吉川 司

広陵町は2024年「住みここちランキング奈良県版」で2位、翌2025年は3位となりました。高い評価をいただいている一方で順位が下がったことは、町の強みと課題を見直す好機です。

私は一般質問で、子育て支援や産業施策など独自の強みをさらに磨きつつ、情報発信の不足を改善する必要性を指摘しました。

また、まると Biz の活用や住宅支援の実現などを通じて、町民に寄り添い、町外の方からも「広陵町に住みたい」と思っただけの政策を展開する重要性を訴えました。

【令和7年9月議会より】



YANO YOSHIKAZU
谷 禎一

当時、広陵町の防災訓練はエコセンター広陵（旧焼却場）に関係者を集め、行われてきました。

平成26年の一般質問で「防災訓練も住民参加型に移行。防災備品の充実、防災士の有効活用、避難所の建物等の安全性確認」を求め、現在の防災訓練等となり、防災士ネットワークも発足しました。

避難所の適切な運営方法や災害時の住民同士の協力体制、飲料水、トイレなど防災備品の充実や有効利用など考える必要があります。東日本、熊本の震災を現地確認し、町の意識改革と併せて町民の安全を図る体制を創らないといけません。

今議会でも各議員が一般質問しています。

【平成26年3月議会より】



SASAI YOSHIKAKI
笹井 由明

議員の一般質問では、町長の政治姿勢、まちづくり、福祉、教育など多岐に渡り、何を尋ねてもよいとされていますが、私なりのやり方では、常に住民主体の目線で、地域の声の代弁者とし、①政策提案型②進捗確認型③要望型にパターン化しています。

中でも空家対策については、進捗確認型として重点をおいた質問でもあり、解決策実現に向けては、不断の努力が必要と感じています。

町制70周年を契機に、次世代に引き継ぎ誇れる魅力あるまちづくりを目指し、これからも、誰もが聴きたいと思われる、価値のある一般質問に向けて取り組んでまいります。

【令和6年6月議会より】

かつて町議会議員として活動した方々からの寄稿

議員勇退後も、いろいろな分野で活躍いただいている元議員は現在 15 名おられます。
その中から 70 周年史作成にあたり寄稿いただきました 8 名の先輩議員のコメントと 7 名の先輩議員のお名前を掲載します。
(いずれも 50 音順、敬称略にて掲載させていただきます。)



広陵町議会のさらなる発展のために

乾 浩之 (大場)

広陵町は、歴史と文化を大切にしながら発展を続けてまいりました。その歩みの中で広陵町議会は、町民の生活に直結する課題に向き合い、議会本来の役割を果たしてきたと考えます。議会は町民にとって最も身近な民主主義の場であり、町民の声を反映することこそが、その使命であります。

今後は、より一層「開かれた議会」として町民に親しまれ、声を届けやすい環境を整えることが求められます。また、人口減少や財政制約といった時代の課題に対応し、将来世代に責任を果たす長期的な政策判断も欠かされません。さらに、町政を適切にチェックし、改善や提案を行う政策立案能力を高めることが、町民の信頼につながります。

広陵町議会が、これからも町民とともに歩み続け、次の時代に誇れる町を築いていかれることを心より期待いたします。



議員生活を振り返って

岡橋 庄次 (百済)

私は議員の一人として、町民から信頼される議員になりたいとの思いで、地域が抱える問題点を議場の一般質問で訴え実現できたのもありました。しかし、社会環境が目まぐるしく変化し、人の心もあきらめムードに漂っている感じを受けました。

自分は地域住民の代表としてこれで良いのかとジレンマを感じる折、人間ドックで医師から大腸癌の宣告を受け、抗癌剤治療を受けることとなり、残念ながら一期で議会議員を終える決意を致しました。

その時、病を克服するために何をすれば良いかと考え、シニア大学で勉強することにしました。80歳で人生最後の勉強をしようと思い、現在通学中です。いろんな人生経験を持った人たちと和気あいあいとした学生生活を過ごしています。今もボランティア活動に関わりながら、少しでも地域貢献ができればと思っています。

70周年を迎えるにあたり広陵町及び広陵町議会の更なる発展を期待します。



真の幸せを感じられる広陵へ

笹井 正隆 (南郷)

広陵町制施行 70 周年を迎え、心からお喜び申し上げます。この機に、議会記念誌発行への寄稿依頼があり、議員当時を思い出しペンをとりました。

私は、平成 4 年 4 月に初当選させていただき、初心を忘れず「行動力と実行力」をモットーに地元の人々の力となるべく、また、支援いただいた方々の代弁者としての活動をしながら、期数を重ねるに従い、常に町民主体の目線で、何が町民のためになるのか、町民は何を求めているのか、議会と行政の役割は何なのかを念頭に、精進してまいりました。

町議会議員として 5 期 20 年、その間 3 度にわたり議長につかせていただき感謝に堪えません。

平成 24 年 4 月の退任後も、幸い健康に恵まれ、地域の高齢者福祉活動を中心に、「譲って損なく、奪って益なし」を座右の銘に、頑張っています。町制 70 周年を迎えた本町が、さらに「心豊かな広陵町」「町民に幸せを与える広陵町」として発展していくよう心から願っています。



若手にも耳を傾けていただける議会に感謝！

千北 慎也 (三吉)

2020 年 26 歳に初当選させていただいた私は、この記念冊子に寄稿される諸先輩方に比べ、遥かに若輩者で後輩でございますが、僥倖ながら一筆取らせていただきます。初当選時、40 代以下の議員が私 1 人でしたが、先輩議員のみなさまに私の意見も大変尊重いただきました。副議長を拝命した年には、若者議会を開催し、有志で募った町内の若手チームと、メンターとなった広陵町議会議員が一緒になってまちのことを考え、若手チームから種々の意見が議場で述べられました。世代や切り口が変わればまちの見方が変わること、意外とまちに興味がある若手がいることが感じられました。

議会に多様性があること、そして、その多様性をお互い尊重できることが、住み良い広陵町の実現に繋がっていくと信じています。議会には、私の後にいわゆる若手世代も入ってくれました。引き続き、多様な人材が議会に挑戦いただけることを期待しています。



「住民が主人公」貫いて

寺前 憲一 (三吉)

4 年余り務めた広陵町役場を退職し、昭和 51 年 4 月 28 歳で町議会議員選挙に立候補し当選しました。以後 32 年間「住民が主人公」貫き議員を務めました。

選挙前には、アンケートを実施して住民の声を公約に練り上げ、その実現に奮闘。この活動で力をいただき、議会には意見書の提案や請願の紹介に及びました。

地場の靴下産業には靴下市の開催につながり、馬見南 3 丁目の清掃センターでは 15 年の期限を守れとの声を受けて住民訴訟が提起され、和解により操業停止になりました。

議員退任後、議会では議会基本条例を制定して活動しているとのこと、大変心強く感じています。国や県に対して、住民自治を貫き堂々と住民の声を届けてほしいと願っています。



議員生活を振り返って

堀川 季延 (平尾)

広陵町議会 70 周年おめでとうございます。

町職員目線から、町民目線で行政を見てみたいとの思いで、議員として 12 年間携わってきました。

中学校給食の実施やごみ処理施設の広域化、企業誘致、内水対策など様々な重要課題に、その都度、議会議員として多くの議論を重ね、慎重かつ丁寧に結論を導き出していった記憶がございます。

また、議会では議会基本条例を制定し、議会の機能強化を図りました。今後も条例の目的達成の検証に努めていただきたいと思います。

議会議員各位の益々のご活躍をご祈念申し上げます。



庶民と一対一の対話の中から問題解決を！！

山田 光春 (広瀬)

1983 年真美ヶ丘ニュータウンの入居が始まり、消防署がないことに不安を持っている住民が多く、生命と財産を守るために必要であるとの声を聞き、住民の協力を得て、1986 年 5 月に 1021 名 (360 世帯) の陳情書を町長に提出、1989 年に広陵消防署が常設された。

議員として一対一の対話を通して、御用聞きに徹し、住民の声を聞き実現してきた。地味な活動は地上戦で対話の中から信頼が生まれ、地域を大切にできた。今はスマホや SNS の普及で日常活動も空中戦の様子で議員活動も大きく様変わりしているが、結局は一人一人に寄り添っていくことが大切で、目の前の人を思う真剣さが言葉や姿勢に表れることを肝に銘じて、一日一日を送って欲しいと願う。



広陵町議会議員としての忘れ得ぬ事柄

山村 美咲子 (沢)

初当選以来、5 期 20 年間女性の視点を大切にしながら、暮らしの中にある皆様のお声を町政に懸命に届けてまいりました。令和 5 年には広陵町初の女性議長に就任させていただきました。

◎女性議会の開催 ◎核家族化が進むなか、子育て中のお母さんたちの交流の場として「なかよし広場」を開設 ◎多くの皆様から要望をいただいていた、中学校給食が平成 28 年 9 月から開始。 ◎令和 5 年 11 月「若者議会」を開催し、「こどもまんなか応援サポーター宣言」をさせていただいたことは、大きな喜びでございます。

自治体を取り巻く環境は厳しさを増しています。行政と議会は、「車の両輪」と表現されますが、よき競争相手として、政策を競い合う関係になれば、今まで以上に質の高い住民サービスを展開できるでしょう。

町制 70 年を迎え、広陵町のますますの発展、広陵町議会議員の皆様のご活躍を心からお祈り申し上げます。

今回ご紹介できなかった方々も、いろいろな分野でご活躍されています。

奥本 隆一 (平尾) 小原 昇 (安部) 出張 光男 (疋相)

濱野 直美 (百済) 吉岡 章男 (三吉) 吉田 信弘 (馬見南 1 丁目) 吉村 裕之 (疋相)

